

## 持続可能な観光の実現支援補助金交付要綱

広島県補助事業執行団体  
広島県旅客船協会

### (目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大に加え、原油価格や物価高騰の影響を受ける広島県内に本社、支社、営業所等を置く海上運送法の規定による「一般旅客定期航路事業」及び「旅客不定期航路事業」の許可を受けた事業者（以下、「事業者」という。）に対し、省エネなどの環境対策、デジタル化対策、バリアフリー対策、インバウンド対策及び感染防止対策の取組等を支援することにより、持続可能な観光の実現を図ることを目的とする。

### (補助金交付の対象者)

第2条 広島県内に本社又は営業所を置く、海上運送法の規定による「一般旅客定期航路事業」及び「旅客不定期航路事業」の許可を受けた事業者であること。（広島県旅客船協会（以下、「協会」という。）の会員、非会員を問わない。）

但し、本社が広島県内にない事業者については、県内の支社、営業所名で補助の申請ができることを条件とする。

2 次の各号のすべてに該当する事業者であること。

- (1) 補助事業の円滑な実施に支障をきたさない、十分な業務遂行能力と適正な経理執行体制を有していること。
- (2) 補助対象として申請した内容（経費）に関する同一品目において、国・県・市町等が実施する併用を不可とする他の制度（補助金等）から補助金を交付されていないこと。
- (3) 国、県、協会又は協会から委託された者が事前通告なしに行う訪問調査に協力すること。
- (4) 代表者、役員及び従業員が「広島県暴力団排除条例」に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと。
- (5) 国税及び県税に未納がないこと。
- (6) 事業継続の意思があること。

### (補助金交付の対象)

第3条 補助金交付の対象となる事業は、持続可能な観光の実現に資する環境対策、デジタル化対策、バリアフリー対策、インバウンド対策及び感染防止対策のうち協会会長が必要かつ適当と認めるものとする。

### (補助金の申請)

第4条 補助金の交付申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとする。

2 事業者は、補助金の申請について、他の団体から「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を原資とした支援金又は補助金等を受けている場合は、事前に「持続可能な観光・公共交通の実現支援補助金事務局」に問合わせることをとする。

### (補助金の上限)

第5条 補助金の上限は、第3条に規定する事業に係る経費の3分の2（千円未満端数切捨て）、1事業者あたり1,500万円以内とする。

### (申請の期限)

第6条 補助金の申請は、令和4年11月30日（水）（必着）までとする。

但し、交付申請の状況を踏まえ、協会会長が必要と認めた場合は、申請期限の延長、新たな申請期間の設定について定める場合がある。その場合は、別途、事業者に対して周知を行う。

### (交付の決定)

第7条 協会は、第4条の補助金交付申請書の提出があった時には、速やかにその内容を審査し、申請

が適正と認められる場合は、交付決定を行い、事業者に対し、別記様式第5号により通知する  
また、申請の内容が補助の要件を充たしていない場合は、不交付の決定を行い、別記様式6号により、通知する。

(補助事業の中止・変更等)

第8条 事業者は、補助事業の中止、内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ協会長に承認を受けることとする。

(交付決定の取り消し等)

第9条 協会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

- (1) 事業者が、法令、この要綱又はこの要綱の規定に基づく協会の指示等に違反したとき
  - (2) 事業者が、虚偽の申請等の不正や、その他協会が不相当と認める行為により補助金を受領したことが判明した場合
  - (3) 事業者が、補助金の申請や交付に関することについて法令に違反した場合
  - (4) 交付決定後に生じた事情の変更により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき
- 2 協会は、前項の取消し又は変更をした場合で、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(実績報告)

第10条 補助金の実績報告の様式は、別記様式2号のとおりとする。その期限は、令和5年1月31日までとする。

- 2 事業者は、実績報告と合わせて別記様式3号による請求書を添付するものとする。

(補助金の額の確定等)

第11条 協会は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業者に通知する。

- 2 協会は、事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときには、その越える部分の補助金の返還を命ずる。

(交付の特例)

第12条 協会は、補助金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金を概算払いにより交付することができる。概算払い請求書の様式は別記様式4号のとおりとする。

(交付の方法等)

第13条 協会は、前条の規定により補助金の額を確定したときは、速やかに補助事業者に対し補助金を交付するものとする。

(帳簿等の保存期間)

第14条 事業者は、補助金に関する収支を明らかにした帳簿(申請書類等一式)を備え、補助金を受領した日の属する会計年度の終了後10年間保存しなければならない。

(立入検査等)

第15条 協会は、必要に応じ、補助事業の状況等について、事業者に対し報告させ、又は指定する職員に係る事業者の施設に立ち入り、関係帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 事業者は、立入検査等に対して誠実に対応しなければならない。

(処分制限)

第16条 事業者は、補助金交付対象の備品等の購入及び設備工事等を行った日から起算して、1年を経過するまでの期間、又は法定耐用年数を経過するまでの期間、譲渡（転売）、交換、廃棄、売却、多用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。

また、これらを適切に管理するため、別記様式第8号により財産等管理台帳を整理しなければならない。

(その他必要な事項)

第17条 協会は、この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この要綱は、令和4年9月26日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

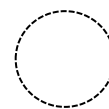
広島県旅客船協会  
会長 仁田 一郎 様

所在地  
事業者名  
代表者名

持続可能な観光の実現支援補助金交付申請書

この補助事業を次のとおり実施しますので、持続可能な観光の実現支援補助金交付要綱第4条の規定によって、補助金の交付を申請します。

- 1 補助金交付申請額  
補助金交付申請額 金 円
- 2 事業計画  
別紙1 事業計画及び経費積算内訳のとおり
- 3 事業期間  
令和 年 月 日～ 令和 年 月 日  
※補助事業の完了期限は、令和5年1月31日までとする。
- 4 誓約書  
別紙2のとおり



様式第1号 別紙2

広島県旅客船協会 様

## 誓 約 書

- 広島県旅客船協会が定める「持続可能な観光の実現支援補助金交付要綱」第2条第2項各号のいずれにも該当しています。
  
- 広島県旅客船協会が定める「持続可能な観光の実現支援補助金交付要綱」第9条第2項各及び第11条2項に基づき補助金の返還を求められたときは、交付された補助金について定められた期限内に返還いたします。

令和 年 月 日

所在地

事業者名

代表者



事業計画及び経費積算内訳

事業名					
【事業計画】					
1 事業種別 <input type="checkbox"/> 環境対策 <input type="checkbox"/> デジタル化対策 <input type="checkbox"/> バリアフリー対策 <input type="checkbox"/> インバウンド対策 <input type="checkbox"/> 感染防止対策					
2 事業の目的					
3 持続可能な観光に資する理由					
4 事業の内容（整備の内容）					
5 事業期間					
【積算内訳】					
経費区分	単価①	数量②	単位	補助事業に要する経費 ①×②	補助対象となる経費
合 計					

※数量が特定できない場合は、1式で記載すること  
 ※「補助事業に要する経費①×②」の欄は、消費税は対象外のため、税抜金額を記載

広島県旅客船協会  
会長 仁田 一郎 様

所在地  
事業者名  
代表者名

持続可能な観光の実現支援補助金に係る補助事業実績報告書

令和 年 月 日付けで交付決定を受けた補助事業を完了しましたので、持続可能な観光の実現支援補助金交付要綱第10条の規定により、別紙のとおり実績を報告します。

- 1 事業実績  
別紙1 事業実績書のとおり
  
- 2 補助事業費  
別紙2 補助金支出表のとおり
  
- 3 事業実施期間  
令和 年 月 日～ 令和 年 月 日

事業報告及び経費支出内訳

事業名					
【実績報告】					
1 実施内容					
2 事業効果					
【支出内訳】					
経費区分	単価①	数量②	単位	補助事業に要する経費 ①×②	補助対象となる経費
合 計					

令和 年 月 日

広島県旅客船協会  
会長 仁田 一郎 様

所在地  
事業者名  
代表者名

持続可能な観光の実現支援補助金精算払請求書

令和 年 月 日付けで交付決定を受けたこの事業について、持続可能な観光の実現支援補助金交付要綱第10条の規定に基づき、次のとおり請求します。

請求額 金 円

内 訳

交付決定額	受領済額	今回請求額	差引残額	備考
円	円	円	円	

(口座振込先)

金融機関名	
支店名	
科目/口座番号	
(フリガナ) 口座名	

令和 年 月 日

広島県旅客船協会  
会長 仁田 一郎 様

所在地  
事業者名  
代表者名

持続可能な観光の実現支援補助金概算払請求書

令和 年 月 日付けで交付決定を受けたこの事業について、持続可能な観光の実現支援補助金交付要綱第 12 条の規定に基づき、次のとおり請求します。

請求額 金 円

内 訳

交付決定額	受領済額	今回請求額	差引残額	備考
円	円	円	円	

(口座振込先)

金融機関名	
支店名	
科目/口座番号	
(フリガナ) 口座名	

# 交付決定通知書

第 令和 年 月 日 号

( 申 請 者 )

様

広島県旅客船協会  
会長 仁田 一郎

令和 年 月 日付で交付申請のありました, 持続可能な観光の実現補助金について, 下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 事業名	
2 事業の内容	交付申請書の記載のとおり
3 交付決定額	合 計 円

# 不 交 付 決 定 通 知 書

第 令和 年 月 日 号

( 申 請 者 )

様

広島県旅客船協会  
会長 仁田 一郎

令和 年 月 日付で交付申請のありました、持続可能な観光の実現補助金について、不交付することに決定したので通知します。

記

1 事業名	
2 不交付の理由	

## 補助交付額の確定通知書

第 令和 年 月 日 号

( 申 請 者 )

様

広島県旅客船協会  
会長 仁田 一郎

令和 年 月 日付け で交付決定した持続可能な観光の実現補助金の額を、令和 年 月 日付け実績報告に基づいて下記のとおり確定したので通知します。

記

1 事業名	
2 事業実績の内容	事業報告書の記載のとおり
3 交付決定額	合 計 円
4 補助金の確定額	合 計 円

別記様式第8号

財 産 等 管 理 台 帳

財産名	規格	取得価格	補助額	取得年月日	耐用年数	財産処分の状況			備考
						処分方法	処分年月日	処分結果の状況	

(注)

- 1 1件当たりの取得価格が50万円以上(消費税等を除く)の備品等の購入及び設備工事等を行ったものについて記載すること。
- 2 規格欄には、物品等の大きさや設備工事の規模等を記載すること。
- 3 取得年月日欄には、備品等の納品日及び設備工事の完了日を記載すること。
- 4 耐用年数欄には、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)に定める期間を記載すること。
- 5 財産処分の状況欄には、譲渡(転売)、交換、廃棄、売却、多用途への転用、貸付又は担保に供する場合に記載すること。この場合、耐用年数を経過していないものは、補助金の返還を求めることになるので留意すること。
- 6 備考欄には、対象備品等の設置場所を記載すること。